

建設委員会会議録

平成18年8月7日(月)

(開 会) 10:17

(閉 会) 12:10

○ 委員長

只今から建設委員会を開会いたします。「請願第1号 道路拡幅整備についての請願」及び、「請願第2号 踏切拡幅と道路の新設に関する請願」以上2件を一括議題といたします。議題中、「請願第1号」の審査をするにあたり、紹介議員として大田昭治議員及び野見山秀文議員に出席を求め、説明を受けたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって紹介議員に出席を求め、説明を受けることに決定いたしました。それでは、ただ今より紹介議員の説明を求めます。両議員、紹介議員席へどうぞ。

(大田議員及び野見山議員、紹介議員席へ移動)

よろしいですか。

○ 大田議員

皆さん、おはようございます。本日は猛暑の中、議員の皆さん方には、早朝より現地調査をしていただきまして、大変ありがとうございます。それでは補足説明をさせていただきます。本件当該地は新飯塚鯉田線より旧近畿大学附属女子高校の跡地へ入る市道アブシリ線でございます。当該地は2002年に「セトル飯塚」というワンルームマンションが建設されまして、この通行が、道路幅員が3mで90m、幅員の大変狭い道路でございまして、大変に交通の不便を感じておるところでございまして、2002年に建設され2003年から2005年まで、だいたい年4～5件のペースでいろんな事故が起きておるところでございまして、特に2003年には、女子高校生が自動車と衝突し、頭蓋骨骨折で全治6ヶ月の重傷の重大事故が発生しております。現在この道路の建物は旧あそうスーパーの跡地でございまして、現在本日現地調査していただきまして、ご存知だと思いますけども、現在更地になっておるところでございまして、このチャンスを逃さず道路拡幅をお願いしたいと、これは住民全員が望んでおるところでございまして、ちなみに、参考までにお知らせいたしますけれども、寿団地と高尾3組、セトル飯塚という3つの住民が生活しておるところでございまして、自動車が寿団地が30台、高尾3組が25台、セトル飯塚が165台、もともと我々住民は学生寮という認識だったものですから、400人入居されておるわけでございます、その半数近くの方々が自動車を所有しておるということで、大変に通行、車の通行が頻繁に利用されておるということでございます。そういうことで市民の生命・財産を守るのは市の大切な義務でもあり、責任と思います。つきましては、関係者のご理解をいただきながらこの道路拡幅整備をしていただきますように、よろしくようお願い申し上げたいと思います。署名は560名の署名を添えさせていただいております。どうぞよろしくご審議方をお願いします。

○ 委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 田中博議員

紹介議員の方にお尋ねしますが、今更地になっている分だけを請願では拡幅をという形をお願いですが、まず更地の所有者ですね、それと過去経緯にこの所有者に対して地元の方がどういうお願いなり、活動された経緯があるのか、そういったことを含めて過去のご事情なりをちょっと説明いただければありがたいと思いますが。

○ 大田議員

当該地は麻生セメントの所有でございます。現在更地になっておりますが、住民代表の皆さんが土地の件について、分けていただきたいということでお願いに行きましたら、それは承知を

いただいております。しかしながら、何しろ市の方で賠償というお願い事がございますので、そのところ皆さん方のご理解をいただきたいと、それと現在この地は売り地になっております。もし、売れた場合ですね、麻生としては、買った方にこの事情だけは説明をしていただけるということがございます。以上です。

○ 委員長

ほかに質疑はございませんか。

○ 田中博議員

麻生の方に交渉に行かれたことの経緯はわかりましたけど、無償でという話まではいかれた経緯はございましょうか。

○ 大田議員

先ほど申しましたように、この土地は今売り地になっておりまして、住民の代表がお願いに行ったところ、「売ります」ということです。有償でございます。

○ 委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

それでは紹介議員に対する質疑を終結いたします。大田議員、野見山議員、本日は大変お忙しい中、ありがとうございました。退席いただいて、結構です。

(大田議員及び野見山議員、退席)

11時まで時間がありますので、請願第1号について、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 永末議員

現地で先ほど説明してもらったんですけど、全般的に一番先の踏切のところまでも、ちょっと若干狭いのではなかろうかと思うわけですよ。この際、こういうふうな拡幅ということであると同時に土地の所有者が協力していいということであれば、踏切の手前までずっと先の方まで、今行ったら狭いところで70cmぐらい広げるという話であったですかね。それで先の方もあと1mぐらい広げて狭いところは1m70ぐらいになりますかね、そういうふうなことでちょっと広げた方が将来のためにいいのではなかろうかと考えられますが、そのところはどんなふうと考えてあるか、ちょっと聞かせてもらいたいと思いますが。(「これ執行部の方でいいんかな」との委員長の声あり)(発言するものあり)一応・・・(「請願の第2号」・・・「2号ですか」、「いや1号1号」、「1号ですか」と呼ぶ声あり)(「これ執行部が答える・・・」との委員長の声あり)執行部が例えばこれ請願通ったとしてするというときになるときですね、そういうふうなことになったときに、ちょっと何かそういう考えがあればですね、ちょっとお聞かせ願いたいなということですよ。

○ 委員長

すみません、ちょっと暫時休憩します。

休 憩 10:30

再 開 10:31

委員会を再開いたします。

○ 森委員

45番、森ですが、執行部にちょっとお尋ねいたします。と言いますのが1号並びに2号はそれぞれ拡張並びに新設なんですね、市道の。そうなりますと当然執行部の方におきまして管理なさっております市道について、当然様々ないろんな状況なり、もしくは要請なり承っておられると思うんですよ。それと限りある予算の中で、例えばどこを拡幅するのか、どこを例えば新設するのかにおいて、当然それなりの基準と言いますか、目安と言いますか、何か僕はお持ちではないかなと思うんですね。この請願を今から受理されたとしても、例えばそれが、皆さ

ん方がお持ちの拡幅の条件に当てはまるのか、優先順位としては。新設の条件に当てはまるのか、そこをよければそういったような内規と言いますかね、道路新設もしくは拡幅の、そういったものの基準があれば、お示しいただければちょっと助かるんですけども。そうしますとこれがかけ離れたものであるならば、請願する意味がなくなってくるわけですね。確かにお声を出す、お伝えすることは大事でしょうけども、実際にそれを執行される皆さん方の基準に照らしたときに、どうなのかという判断材料として、そういったような新設もしくは拡張の基準等があれば教えていただけませんか。（「答えられます。」との委員長の声あり）

○ 建設部長

道路の新設あるいは改良ということにつきまして、現在のところ明確な判断基準は持っておりません。持っておりませんが、道路なり改良・新設する場合にはそれぞれの補助事業とか、上級官庁の審査を経た上で、事業を進めていくと、そういうことで現在まではやっております。また、現地の状況を見まして、やはり基準等、明確な字では書いておりませんが、やはり現地の状況を見ながら、これは緊急性があるという判断の元において、執行していつている状況でございます。

○ 委員長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ声あり）それでは暫時休憩いたします。

休 憩 10：33

再 開 11：01

委員会を再開いたします。ここで、請願第1号の審査はこの程度にとどめ、続きまして、「請願第2号」の審査をするにあたり、紹介議員として豊原 卓議員に出席を求め、説明を受けたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって紹介議員に出席を求め、説明を受けることに決定いたしました。それでは、ただ今より紹介議員の説明を求めます。豊原 卓議員、紹介議員席へどうぞ。

（豊原議員、紹介議員席へ移動）

それでは、豊原 卓議員、趣旨説明をお願いいたします。

○ 豊原議員

それでは、紹介議員の豊原でございます。よろしく願いいたします。請願の要旨を読まさせていただきます。踏切拡幅と道路の新設に関する請願でございます。請願要旨は、1市4町の合併に伴い85名の大所帯となった新「飯塚市議会」を先頭に立って運営される覚悟とご努力に敬意を表します。さて、JR天道駅近くにある大将陣踏切ですが、天道自治会の人達の日常生活の中で84世帯192名の人達が入り出している、ただ一カ所しかない要の踏切でございます。同踏切で事故が発生したら、84世帯の人達は入り出ができず缶詰状態になってしまうものです。そこで、同踏切拡幅と、幅員4m以上ある道路を2本新設していただきたく、それも出来るだけ早く実現していただきたいとの請願をいたします。請願理由としましては、

（1）天道自治会の約30%強の人達は、大将陣踏切を挟んで大将陣山側に居住しておられます。つまり、筑豊本線と大将陣山の間が広い長方形の台地となっており、袋地になっています。そこに天道自治会の14組・15組・16組・17組・18組と円満寺があり、84世帯192名の人達が居住をいたしております。踏切事故が発生するたびに、84世帯の人達は缶詰状態となり、3時間から4時間は自宅に戻ることも、出かけることもできない状態でございます。事故発生状況について、説明をさせていただきます。約2週間前、平成18年6月4日午前10時20分ごろ、飯塚市天道駅近くの大将陣踏切で、石材店経営者のクレーン付きトラックのアーム部分が架線に接触をし、運転手が感電し、重傷を負った。この事故で送電が止まり、復旧作業のため、JR九州直方駅～桂川駅間で約3時間半、列車の運転を見合わせております。普通列車22本が運休、同9本が最大4時間11分遅れ、約3,000人に影響が

出た。飯塚警察署の調べでは、運転手が車外に出てクレーンのアームを架線から外そうとして、感電したらしい。現在の踏切事情ですが、大将陣踏切から天道駅に向かって鉄道道路を挟んで、両側に旧徳波町道（幅が狭い）があるだけで、県道瀬戸飯塚線（473号）でございしますが、に直接出る道路がないのでございします。そこで、大将陣踏切幅に合わせて県道瀬戸飯塚線に直接出る道路を新設していただきたいのです。幅員4m以上の道路を長さ60m位あろうかと思われませんが、新設をしてください。（2）4年前も大将陣踏切で事故発生、平成14年8月15日午後4時30分頃、乗用車と快速電車の衝突事故が発生。この時も4時間以上、同踏切が通行できず、84世帯の皆様は、計り知れない経済的損失をこうむっています。盆というのは、初盆の家庭は大変だったらしい。そこで、18組東北の端から楽市踏切まで、大将陣山麓側を鉄道路線に沿って道路を新設していただきたい。（3）としまして、平成14年7月下旬ごろ、JR天道駅裏の住宅で火災発生、直ちに5～6台の消防車がきましたが、けたたましくサイレンを鳴らすばかりで消防車が火災現場まで行けないのです。不思議に思い大将陣踏切まで行ってみました。踏切の幅が狭くて大型消防車が通行できないのであります。結局、消防士が消火器を持って火災現場まで走って行き、その後を小型の消防車が走りましたが、隣組の人達の懸命な初期消火活動により、ボヤ程度で消し止めましたので皆さんホッとしております。また、現在でも急病人搬送のため救急車がハンドルを切り返し切り返しやっと同踏切を通過していますが、時間がかっているようございします。今後、最も心配なのが、大雨による大将陣山の崖崩れ、山崩れです。けっしてあってはならないことですが、土砂災害による生き埋め事故でも発生したときは、土砂を取り除くための大型作業車（重機）が、道幅が狭いため現場まで行けないのでございします。助かる命も助からなくなってしまう。84世帯192名の皆様方の命と財産を守るため、行政の力でなんとかしていただきたい。早急な実現をお願いし、請願に及ぶものであります。平成18年6月21日、飯塚市会議長 原田権二郎様、請願者といしまして、飯塚市天道57番地2 天道自治会 会長 藤井勝之さん、それから飯塚市天道118番地 天道駅周辺開発事業推進協議会 会長 小野山浩市さんでございします。なお、申し述べておきますけども、この案件、同等の案件は旧徳波町議会におきまして、平成14年9月定例議会にて請願されまして、9月の20日に採択いたしましたものでございしますので、新たな新飯塚市として、その請願の趣旨をご理解いただきまして、議会の方で採決していただきますようによろしくお願いいたします。以上です。

○ 委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。ありませんでしょうか。

（ 質疑なし ）

それでは紹介議員に対する質疑を終結いたします。豊原議員、本日は大変お忙しい中、ご出席いただき、まことにありがとうございます。退席していただいて、結構です。

（豊原議員、退席）

それでは、もどりまして、請願第1号について、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 人見委員

あそうスーパーの跡地のこの土地の値段、このあたりは執行部わかります。㎡単価でも、坪単価でも構いませんが。

○ 土木建設課長

すみません。はっきりした鑑定結果はいただいておりませんので、はっきりしたお答えはちょっとできかねますけれども・・・はい・・・周辺・・・4万から5万ぐらいかなあとおもいますが。はっきりした答えはちょっと場所によっていろいろ変わるもんですから、ここはこの値段ぐらいですよというのがなかなかちょっと言いづらいところがありまして、その点、ご勘弁願いた

いと思います。

○ 人見委員

これ請願をこのように審議しますが、請願が出された時点で、そうした周辺調査というか、そういうことを一切されてない、全然そのあたりの知識というか、情報さらには請願の状況から拡幅の工事におおよそどれくらいかかるとか、そうしたものは全く手をつけず、議会のこの委員会の審議経過をある意味では見て行こうという感覚なんですかね。どうなんですかね。

○ 土木建設課長

非常に申し訳ございませんですけど、全体的な長さは、あそこ今日見ていただいたところが電柱2本あるところがたぶん非常に邪魔になってるところ、請願があの部分でございましたので、あの部分44mに関してはですね、概算の試算はいたしております。

○ 人見委員

参考までに、聞かせてもらえませんか。

○ 土木建設課長

土地代をすべて入れまして440万円程度と、今のところ概算ではじいております。

○ 委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

暫時休憩いたします。

休 憩 11:17

再 開 11:18

委員会を再開いたします。ほかに質疑はございませんか。

(な し)

おはかりいたします。討論はありませんか。(発言するものあり)質疑はありませんか。なし。質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採択いたします。(発言するものあり)採決いたします。「請願第1号 道路拡幅整備についての請願」は、採択とすることに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本件は採択すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:18

再 開 11:47

委員会を再開いたします。請願第2号について、全般に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 人見委員

これがもともと穂波町で請願提出されて採択をされて、以後数年経っておるわけですけども、その間の経過について、あらかた概要をまず説明を願いたいとこのように思います。

○ 穂波支所建設課長

ご説明いたします。一応ですね、請願書が平成14年9月6日に町議会の9月定例会に請願が出されております。請願者はその当時の天道町内会長、紹介議員は今日の豊原議員と違いまして、以前の町会議員の2名で出されております。請願趣旨については、今回出されております請願趣旨とほぼ変わらない状態で、狭いということになされております。それでそれを受けて一応執行部善処ということになっております。そのあと、執行部で内部検討して、JRと踏切拡幅を正式に話す前に、前面道路を県道まで新設する目処をつける必要があるのではないかということで、JRも具体的な計画がないと検討のしようがないということで、一応電

話の方で非公式に話しております。それから取付道路幅員は一応6m、歩道をつけて10mぐらいでしていきたいという考えで、長さ77mほどとなっております。それから用地買収筆は5筆ですけど、実質的所有者は2名となっております。1名については協力しますよということでありましたけども、1名については亡くなられて、相続の方が現在8名おられます。そういうことで先ほど、申しましたように、一応8人のうち代表して取り締まっておられる方からちょっと断られたいきさつがっております。ただし、4年間経ちましたので、少なからずいくらか話も受け付けるような感じということで、地元から聞いております。そういうことで、我々も検討しまして、合併も控えておりましたので、概算的にどのくらいかかるやろうかということで、概算ですけど、工事費として用地買収費用含めて約4千万円。それからJRの改良費として6千万円。計1億円。合併の重要度としましてはBランクで1市4町合併の工事の内容について計上しております。そういうことで今後採択してもらえれば、私ども努力して地権者と打ち合わせしていきますけど、そのような状況で今推移してきております。以上です。

○ 人見委員

土地の買収と踏切の拡幅でJRとの交渉というのが一つは大きな要素かなというか、二仕事あるのかなという感じがするんですけども、JRのその6千万円の概算のですね、この費用というのは、JRの立場はどういうことなのか。要するに工事をするということについては、許可を出しますという立場なのか、JRが工事をすべきなのか、また費用負担という形で踏切の拡幅というのは行われるものなのか、その点どのように私どもは理解したらいいのですか。

○ 穂波支所建設課長

その件については、まだ6千万円と言いましたけど、本当の概算のことで積算も実際のところしておりません。それからJRの工事については、以前は私もちょっと知識不足だったんですけど、マル特業者じゃないと絶対対応できんということを聞いてましたけど、何か独禁法禁止の関係でJRの研修を受けたそういう保安要員がいる会社であれば工事を請け負ってもいいということで聞いております。そういうことで基本的にはJRの踏切の改良については、市が単独で支払うということ、JRについては、許可は出しますが、負担金は出しません。ということで聞いております。

○ 人見委員

JRについては、要するに許可と、昔であれば業者まで指定をして、金はお宅が出しなさいというJRの立場なんですね。

○ 穂波支所建設課長

はい、そのとおりでございます。

○ 人見委員

要はJRが一つは拡幅をしなければならない、許可を出さなければならない要件とは何なのか、この点については、どのように話としてはJR側に伝えられて、JR側が許可を出す、出さないの基準となるのか、基準というものがあるのか、そのあたりはどのように聞かれておるのか、いかがですか。

○ 穂波支所建設課長

これについては、当時私は担当じゃなかったんですけど、担当からずっと経緯を聞いております。非公式的にJRと打ち合わせしまして、何と言いますか、そここのところについては、十分市が対応しないといけませんので・・・

○ 人見委員

要は社会情勢や地域情勢が変わって、今までだとあの幅員の踏切でよかったけれども、今この時代になって、あの幅員では背後に民間の要するに分譲住宅もできた。車両も大きくなった。したがってこの幅員では、もう基準を満たさない、地域住民が生活するに当たって、危険度が増す。したがって幅員をせざるを得ないんだと、ただし、JRとしては、自らがお金を出して

まで拡幅する、JRが分譲したわけでもない。そういうことからして、費用は出しません。あくまで地元ないしは行政がきちんと手当をさせていただいて、これは消防法と言うか、そうした火事と災害という観点からも、救急消防車等が入れない幅員である、消防車も大型化した。したがって、これでは用を足さない。生命と財産を守れない。だから幅員の拡張は致し方ないんだと、このような話にならないと踏切の拡幅というのはなかなか難しいのでないかという踏切に関してはそのように思います。そして道路の形状、踏切に立ち至る、つながるアクセスの道路の形状も、今の一本の線路脇のあの狭い幅員の道路では、思うようにハンドルも切れない、離合もできない。そうした観点からもどうしても踏切に至るアクセスの道路の獲得というか、拡幅というものが必要になってくる。したがって地権者のお宅にご相談にまいりました。このような話にならないと僕は説得力に欠くのではないかなという気がいたすわけです。したがって、この請願書につづられているいくつかの重大な事故と、併せて火災というさらに大きな災害なり、そうした事件・事故が起きることが、ようよう予想される住民の方々にとっては、不安でしょうがないということであれば、採択することが私はやぶさかではないと思うし、ただ大事なことはJRに対しても、相談をある意味ではせざるを得ない、切迫した状況に置かれている住民の方々と、それを受けて行政の方々が共に手を携えて、現状置かれた状況をJR側に適切にお話をし、その裏づけとして、消防署やそうした関係の機関とも協議をきちんとし、聞けば、県営住宅が長年あそこにある、そうした意味では住民の多くは県営住宅にお住みの方だということであれば、県の方々ともご相談をして、JRに交渉に行く、そうしたやっぱり過程が見えてこない、どこまで行政は、私たちのことを考えてくれるんだろうかと、くれているんだろうかと、ましていわんや新市になって協働のまちづくりと言われる、そういう標榜を市長はされているわけです。そしたら必死の形相でJRにも交渉に行くし、どうかしたら県営住宅にお住まいの方々が県の住宅課の方に、ともに市の側とともに足を運び、現状を訴える、そうした作業がないと、人の土地を今度は譲ってくださいという相談をしなければならないわけです。そうした手順がやっぱりきちんとなされて、そして最後に1億とかいう工事費の話が出てくるわけです。そうするとまた今度は市の財政との相談になるわけです。幾重にも僕はハードルがあるような気がするんで、ぜひともこの採択に当たってはそうした点に、これまで以上の汗をかいていただきたいと、時間がかかるということ想定すれば、やっぱり地道に、着実に、そうした汗を住民の方々と共に、ぼくはかくべきだろうとこのように思って質問を終わりますけれども、ある意味では穂波町で採択されてきた経緯があることを考えると、採択することに、私個人はやぶさかではないと、このように思っております。質問にはなりませんでしたが、要望という形で聞いていただければ幸いかなと思っております。

○ 委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第2号 踏切拡幅と道路の新設に関する請願」は、採択とすることに、賛成の委員は举手願います。

(挙 手)

全会一致。よって、本件は採択すべきものと決定いたしました。おはかりいたします。執行部から案件に記載のとおり、4件の報告をしたい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。「学頭地区浸水について」の報告を求めます。

○ 土木管理課長

学頭地区の浸水について、ご報告申し上げます。今回7月4日から5日にかけての降雨時に学頭排水機場において、ポンプが稼動せず学頭地区の皆様方には、大変ご心配をおかけいたしました。また被害を受けられた方々に心からお詫びを申しあげます。ポンプ稼動が遅れました今回の原因につきましては、点検時の確認においては、異常なしということでありましたが、冷却水槽の水位低下の故障表示が点灯し、ポンプが稼動しなかったことにあります。今後原因がわかりましたので、冷却水槽の水位状況やその他の項目についても設定表示や警告表示など改善してもらうよう国交省に要望をするとともに非常時に備え、国交省と迅速な対応ができるよう協議しているところでございます。今回のような事態が起こらないよう努力してまいります。また平成15年7月19日の出水を受け、国交省にては学頭地区には、床上浸水対策特別緊急事業といたしまして、平成17年度より平成20年度の完成を予定としまして、学頭排水機場の増設、現在5tポンプ2台でございますけれども、8tを1台増設いたしまして、またその横に調整池5万tの整備の作業をやっておるところであります。以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。次に、「工事請負変更契約について」の報告を求めます。

○ 土木建設課長

工事請負契約変更の報告を申し上げます。案件は、3件でございます。同じく3件とも特開の事業でございますけれども、津島工業団地1号線道路改良工事、原契約者株式会社石山工業、原契約額は、7,112万700円でございますけれども、これを462万5,250円減額いたしまして、6,649万5,450円にするものでございます。これは擁壁工の数量調整と東屋の減、東屋が利用するようにしておりましたけれども、老朽化が著しく、新しい東屋で建設するものでございます。それによって減額を行っております。それから伏原1号線道路改良工事でございますけれども、原契約者有限会社宝建設工業、原契約額7,878万450円。これを106万5,750円増額いたしまして、7,984万6,200円とするものでございます。これは、本伏原1号線の出入口関係をヒューム管にて施工計画しておりましたけれども、入口関係等で非常に施工が急がれます結果、暗渠で施工するように変えたものでございます。それから椿多目的広場造成工事1工区でございます。契約者株式会社春田建設、原契約は、9,705万9,900円を7万9,800円増額いたしまして、9,713万9,700円にするものでございます。これは、当初から指摘を受けておりました歩掛の改定を行ったものでございます。以上でございます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

○ 上下水道部総務課長

上下水道局から1件、5,000万円以上の工事請負契約の締結状況について、お手元に配付しております資料に基づいて、ご報告いたします。片島ポンプ場雨水設備改築(機械)工事の入札執行状況につきましては、指名競争入札参加者指名基準により、その有資格者の中から当該工事に対する適用性等を考慮し、業者選考委員会において、手持ち工事のない機械工事業者11社を選考の上、指名いたしまして、7月31日に入札を行いました。その結果は、予定

価格1億4,120万6,000円に対しまして、落札額1億2,002万5,000円、落札率84.99%でクボタ環境サービス株式会社が落札しております。なお、予定価格及び最低制限価格を事前に公表いたしまして執行しております。以上、簡単ですが、工事請負契約の報告を終わります。

○ 委員長

暫時、休憩します。

休 憩 12:03

再 開 12:03

委員会を再開いたします。

○ 上下水道部総務課長

今、申しました金額につきましては、税抜きで説明をいたしております。

○ 委員長

暫時、休憩します。

休 憩 12:04

再 開 12:04

委員会を再開いたします。

○ 上下水道部総務課長

失礼いたしました。税込みで説明させていただきます。入札結果は、予定価格1億4,826万6,300円に対しまして、落札額1億2,602万6,250円で、落札率84.99%で、クボタ環境サービス株式会社が落札しております。以上です。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。次に、「平成18年7月20日発生、飯塚市赤坂地内浅所陥没事故について」の報告を求めます。

○ 庄内支所建設課長

平成18年7月20日木曜日早朝、飯塚市赤坂地内小僧住宅横のゲートボール場において、発生いたしました陥没事故について、その概要及び応急処理工事について、ご報告申し上げます。陥没の概要は、直径が10mで深さが最大6.5mの陥没でございます。資料の写真3ページ、写真左側が陥没状況の写真でございます。原因は、元麻生産業株式会社芳雄炭鉱の石炭採掘による浅所陥没であることが判明いたしました。周辺が住宅地であることと、学校が夏休みに入ることから、直ちに、立ち入り禁止の制限を行い、特定鉱害復旧事業センターにより応急処理工事が実施されました。資料の2ページにその概要図を添付いたしております。応急処理工事は、7月22日土曜日に完了しております。その概要は、まず陥没孔に5立米の生コンクリートを充填し、その上に300～500ミリの割栗石50立米を敷き詰め、この空隙部分に流動化処理土24立米の充填を行い、更にその上に上層工として、切り込み碎石100立米を敷き、表面にブルーシートをかけている状況でございます。資料の3ページ、写真右側が完了状況でございます。この間におけます住民に対する避難等でございますが、7月20日発生時、木曜日12時19分に避難勧告を発令し、付近の住民3世帯7人に、隣接する新町一自治会公民館に避難をしていただきました。1ページの位置図の黄色の部分でございます。翌7月21日金曜日17時20分、応急処理工事の進捗状況から判断をし、避難勧告を解除いたしました。なお、本格的な工事につきましては、盆過ぎから特定鉱害復旧事業センターにより、実施される見込みでございます。引き続き、現場への立ち入り制限を行っているところでございます。以上でございます。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますのでご了承願います。
以上をもちまして、建設委員会を閉会いたします。長時間お疲れ様でございました。